

年末の交通安全県民運動実施要綱

令和5年12月11日(月)～12月31日(日)

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		
運動の重点及び実施事項			
重点	夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～	飲酒運転の撲滅	自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
運転者・歩行者は ※印は特に運転者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断する際は左右の安全確認をしましょう。 ● 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。 ● 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。 ● 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。 ○ 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。 ● 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ● 二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等は、ヘルメットを着用しましょう。(※1) ● 自転車は車両です。 見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止するなど安全な速度と方法で進行しましょう。 ● 「自転車安全利用五則」(※2)を守りましょう。 ● 自転車保険に加入しましょう。
家庭・学校・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知し、歩行者等の保護意識の向上に努めましょう。 ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全な交通行動に努めましょう。 ○ 夕暮れ時と夜間の視認性について話し合い、昼間より速度を抑えるなど慎重な運転を心掛けましょう。 ○ 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けた際の通報義務を周知しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。 ○ 従業員に対して、安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時と夜間における交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 反射材用品等の着用や夕暮れ時の早めのライト点灯等を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーの普及を促進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の交通ルール遵守、マナーアップを図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ ヘルメット着用、反射材用品等の取付けやライト点灯を促進する広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」をいう。)

※2 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用